

物 件 調 書 (物件番号3)

物 件	所 在 地	大和郡山市九条町1106番2									
1. 土地の概要											
面 積 (実測)	7,899.95 m ²	地 目	宅地	路線価	41,000 円/m ²						
接面道路の状況	南西側 市道 幅員約5.4~5.7m 舗装あり 東側 市道 幅員約3.5~4.0m 舗装あり ※東側市道の4m未満の部分は、建築基準法上は非道路扱い										
法令等による制限			用途地域	第一種住居地域							
	指定建ぺい率	60%	指定容積率	200%							
私道等の負担に関する事項		負担の有無	有	当該地の一部に隣接地所有者の囲繞地通行権が存在しています。							
供給処理施設の状況	区 分	利用可能な施設	配管等の状況	事 業 所 名							
				電 話 番 号							
	電気	関西電力送配電(株)	引込可	関西電力送配電(株)コンタクトセンター							
				0800-777-3081							
	ガス	都市ガス	引込可	大阪ガスネットワーク(株)ガス導管ダイヤル							
				0120-544-209							
交 通 機 関	上水道	公営水道	引込可	奈良県広域水道企業団 大和郡山事務所							
				0743-53-3661							
備 考	下水道	公共下水	引込可	大和郡山市 下水道推進課							
				0743-58-5600							
沿 革	鉄道	近鉄九条駅 物件より東 約1.3km (道路距離)									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 15m高度地区 ・ 宅地造成等工事規制区域 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地：平城京 ・ 現状有姿による売却であり、売買物件が種類・品質等に関して契約の内容に適合しないものであるときも、県は落札者に対して責任を一切負いません。 ・ 別紙注意事項もご参照ください。 											
<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和31年12月 売買により土地取得、建物新築（昭和32～41年） ・ 平成27年 3月 用途廃止 ・ 平成29年 3月 建物除却 											

別紙注意事項（物件番号3）

物件番号3（大和郡山市九条町1106番2）に関する注意事項

1. 地下埋設物調査、土壤汚染状況調査

地下埋設物調査、土壤汚染状況調査は実施していません。

地下埋設物や土壤汚染の有無を厳密に判定するためには、落札者において調査を実施する必要があります。当該調査の結果、地下埋設物や土壤汚染が発見されたとしても、県は一切責任を負わず、調査等に要した費用を含め、落札者は県に対して何らの請求もできません。

2. 周知の埋蔵文化財

当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれているため、土木工事等にあたっては、文化財保護法に基づく手続きが必要であり、実際に埋蔵文化財の有無及び状態等を判定するためには、落札者の費用負担で発掘調査等を実施する必要があります。県はその措置に要する費用について負担しません。

当該調査の結果、埋蔵文化財が発見されたとしても、県は一切責任を負わず、調査等に要した費用を含め、落札者は県に対して何らの請求もできません。

3. 附属工作物

当該物件内のフェンスと擁壁、水路等は、現況のまま引き渡します。県はこれらの修繕、移設、撤去、関係者との調整、費用負担等は行いません。

なお、当該物件北側に幅員約1.1mの里道（大和郡山市管理）が北側住宅地域との間に介在しており、フェンスの一部はその里道上に存在しています。（里道上のフェンスの撤去や、当該里道の払下げ申請等は大和郡山市と協議してください。）

4. 電柱・支線

関西電力送配電(株)と貸付契約を締結し設置している配電用支持物（本柱9本、支柱2本、支線8条）と、NTT西日本(株)と貸付契約を締結し設置している電気通信設備（本柱9本、支線7条、二次占用共架柱1本）及び近鉄ケーブルネットワーク(株)と契約を締結し設置している共架電線173mがあります。設置継続については、設置者と協議してください。

5. 越境物

隣接地より植栽の枝等が当該地に越境しています。当該越境物に関することは、落札者において越境物所有者と協議してください。県は、越境物所有者との協議には関与せず、一切の費用負担も行いません。

6. 囲繞地通行権

隣接地（九条町 1146 番および 1147 番）のために囲繞地通行権が存在しています。当該囲繞地通行権に関するることは、落札者において隣接地所有者と協議してください。県は、隣接地所有者との協議には関与せず、一切の費用負担も行いません。

7. 除草等の費用負担、残置物、隣接者との調整

現状での引き渡しのため、除草等、及びそれにかかる費用負担について、県は対応しません。また、当該物件を利用するに当たっての隣接地所有者、地域住民等との調整等については、全て落札者において行うものとし、これらについて県は対応しません。

土地に現存する全ての残置物等については、その価格を 0 円とし、現況のまま引き渡します。

8. その他

上記 1 ~ 7 で列挙した事項も含め、売買物件が種類・品質等に関して契約の内容に適合しないものであるときも、県は落札者に対して一切責任を負いません。

また、落札者は県に対して何らの請求もできないほか、契約の解除をすることもできません。

※当該物件調書は、入札希望者が物件の概要を把握するための資料に過ぎません。

記載内容の正確性、その他記載にない事項については、必ず入札希望者ご自身において、現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。